

マイナンバー提出等の手続き(大学等用)

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び生計維持者(原則父母)のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、在学校へ提出することがないようご注意ください。

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び生計維持者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。

「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出方法は、在学校から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

給付奨学金と貸与奨学金を同時に申し込む場合は、マイナンバー提出等の手続き及び「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送が2回必要になることがありますので、ご注意ください。

- ・給付奨学金(定期採用)と貸与奨学金(定期採用)を同時に申し込む場合: 1回
- ・給付奨学金(家計急変採用)と貸与奨学金を同時に申し込む場合: 2回(各1回)

あなた及び生計維持者がマイナンバー(12桁の数字)を持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバー(12桁の数字)は交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」でマイナンバーを確認することが可能です。



重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者がいる場合

給付奨学金の選考は、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに行いますが、海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。その場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。海外赴任等していても、日本で住民登録されていてマイナンバーの提出が可能である場合は、マイナンバーを提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html>



ア. 国内に居住していない生計維持者がいる場合

次のそれぞれの時点において、国内に居住しておらず、日本で住民登録がない生計維持者については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ在学校に提出してください。

一次採用(春): 2025年1月1日
二次採用(秋): 2026年1月1日

家計急変採用(2026年9月以前に申し込む場合): 2025年1月1日
家計急変採用(2026年10月以降に申し込む場合): 2026年1月1日

イ. 事情(海外赴任等)によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類(様式)」を作成し、必要書類を添付のうえ在学校に提出してください(ア.にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください)。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

2026年度の最終手続き期限については、以下の機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html>
期限までに必要な書類やマイナンバーの提出がない場合、また、不備を解消しない場合は不採用となりますので、十分ご注意ください。



※マイナンバー提出用のサイトのイメージは、次ページをご確認ください。

(1) マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

あなたは **機構 太郎** さんですね。

■ お知らせ
現在お知らせメッセージはありません。

■ 奨学金の申込
奨学金申込みは完了しています。申込内容を確認する場合は、下の「申込内容の確認」ボタンを押してください。

■ 申込状況
現在の申込状況: 申込済
詳細
スカラネットでの申込みは完了しています。
受付番号: 10999000-204-00002

■ 個人番号 (マイナンバー) の提出等
※必ず下の「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。
※「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンを押すと個人番号 (マイナンバー) 提出用のサイトへ移動します。

■ パスワード・メールアドレスの変更
スカラネットログイン時のパスワード・メールアドレスを変更する場合は、下の「パスワード・メールアドレスの変更」ボタンを押してください。

■ ログアウト
ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

提出対象者	個人番号 (マイナンバー) 提出状況
申込者本人	—
生計維持者①	—
生計維持者②	—

個人番号 (マイナンバー) の提出等

■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス
「受付番号」の発行後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。

■ 個人番号 (マイナンバー) の提出等

※必ず下の「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンを押すと個人番号 (マイナンバー) 提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号 (マイナンバー) 提出状況
申込者本人	—
生計維持者①	—
生計維持者②	—

個人番号 (マイナンバー) の提出等

「受付番号」の発行前 (スカラネット入力完了前) は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号 (マイナンバー) 提出状況」の項目が「—」となり、「個人番号 (マイナンバー) の提出等」ボタンも押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

⚠ マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。

マイナンバー提出用サイトでは、あなたと生計維持者のマイナンバーを入力し、提出しますが、それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけです。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

(2) 必要情報の入力

STEP1 個人番号提出可否

表示されている情報に誤りがある場合は、画面を閉じて学校担当者へ連絡してください。

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

漢字氏名	機構 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	2005年 (平成17年) 4月1日

あなたの情報に誤りがないか確認してください。

確認しました

あなたは個人番号を提出できますか。

提出できます 提出できません

3. 登録されている生計維持者②の情報は以下のとおりです。

生計維持者②の情報

続柄	母
漢字氏名	機構 母子
カナ氏名	キコウ ハハコ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	1980年 (昭和55年) 1月1日

生計維持者②の情報に誤りがないか確認してください。

確認しました

生計維持者②は個人番号を提出できますか。

提出できます 提出できません

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名の情報を確認します。

全員の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、在学校の担当者に修正を依頼してください。在学から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しました」にチェックを付けてください。

■マイナンバー提出可否の選択

全員の情報が正しいことを確認したら、あなた、生計維持者①及び②の各人について、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

⚠ マイナンバーを持っている方は、提出してください。

マイナンバーを持っていないことは、まずありません。「マイナンバーカードを持っていない」と「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP2 住民票住所

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

漢字氏名	機構 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	2005年(平成17年)4月1日

あなたの住民票記載の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字) 例: 1234567

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (番地以降) (全角文字) 例: 1 2 3 4 A-5

2. 登録されている生計維持者①の情報は以下のとおりです。

生計維持者①の情報

続柄	父
漢字氏名	機構 次男
カナ氏名	キコウ チチオ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	1975年(昭和50年)5月5日

生計維持者①の住民票記載の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字) 例: 1234567

住所1 (自動入力) 郵便番号未入力

住所2 (番地以降) (全角文字) 例: 1 2 3 4 A-5

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

■ 住民票住所の入力

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して「住所検索」ボタンを押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、生計維持者①及び②については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタンを押すことで、入力を省略できます。「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

参考：一時保存



「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。

入力内容を保存しました。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューに戻る」ボタンを押してください。入力を続ける場合は、下の「入力を続ける」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP3 個人番号

個人番号画面は一時保存できません。

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報

漢字氏名	機構 太郎
カナ氏名	キコウ タロウ
奨学金申込時に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生年月日	

あなたの個人番号を入力してください。

※マイナンバーカード等を確認し、正しい個人番号を入力してください。他の人の個人番号を入力したり、個人番号の全部または一部の入力をすると、奨学金の選考が行えません。十分注意して入力してください。

個人番号 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

※個人番号・確認用個人番号に誤りがあると入力した値はすべてクリアされます。

前の画面に戻るときは、下の「戻る」ボタンを押してください。 次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。

個人番号 (半角数字) 例:

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字) 例: 1234 5678 9012

■ マイナンバーの提出

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、マイナンバー 12桁を入力します。

入りに先立ち、あなた、生計維持者①及び②のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。生計維持者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず生計維持者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】

- ・マイナンバーカードうら面
- ・通知カードおもて面
- ・マイナンバー記載の住民票の写し (お住まいの市区町村で発行)

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の「個人番号を表示」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、生計維持者のマイナンバーは生計維持者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP4 入力内容確認

2026年4月1日

個人番号提出はまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下のとおりです。

- 入力内容に相違がない場合は、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。
- 入力内容を訂正する場合は、「内容を訂正する」ボタンを押してください。

① - 個人番号提出可否

申込者本人	提出できます
生計維持者①	提出できます
生計維持者②	提出できます

① - 個人番号提出可否の内容を訂正する

② - 住民票住所

申込者本人	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生計維持者①	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号
生計維持者②	〒 162-0845 東京都 新宿区 市谷本村町 10番 7号

② - 住民票住所の内容を訂正する

③ - 個人番号

申込者本人	●●●●-●●●●-●●●●	個人番号を表示
生計維持者①	●●●●-●●●●-●●●●	個人番号を表示
生計維持者②	●●●●-●●●●-●●●●	個人番号を表示

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

③ - 個人番号の内容を訂正する

入力内容に相違がない場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

■ 入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、「個人番号を表示」ボタンを押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある「～を訂正する」ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「送信」ボタンを押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択した方が1名でもいる場合は、「送信」ボタンを押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の「送信」ボタンを押し、送信をやめる場合は「閉じる」ボタンを押してください。

警告

配偶者は、個人番号の提出可否で「提出できません」を選択しています。
個人番号を提出できない場合は、別途書類を提出する必要があります。

氏名：橋本 花子

入力内容を再度確認する場合は、下の「閉じる」ボタンを押してください。

閉じる

送信を続ける場合は、下の「送信」ボタンを押してください。

送信

⚠️「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

- マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？

→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。

- あなたと生計維持者のマイナンバーを逆に入力していませんか？

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP5 個人番号提出完了

個人番号の提出が完了しました。

「奨学金確認書兼地方税同意書」に白署をし、必要な書類を添付のうえ、1週間以内に郵便局まで所定の郵送先までご郵送ください。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューへ戻る」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

メインメニューへ戻る

ログアウト

⚠️ 入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、本機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、「送信」ボタンを押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■ マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「送信」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「提出済」になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■ 手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することができますが、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出等の提出済の項目が「未提出」のままになっている場合は「送信」ボタンを押しておらず、手続きが完了していません！

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	提出済
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

(3) マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了をお待ちいただくこととなります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。

■ 生計維持者を追加又は誤って生計維持者として入力した人物を変更した場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	未提出（人物変更）
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	提出済（人物変更）
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

生計維持者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（人物変更）」と表示されますので、該当者について、改めて前記（2）の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（人物変更）」に変わります。

■ 提出したマイナンバーが誤っていた場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	未提出（要再提出）
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
生計維持者①	提出済（再提出）
生計維持者②	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

本機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／生計維持者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／生計維持者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（要再提出）」と表示されますので、該当者について、改めて前記（2）の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（再提出）」に変わります。



マイナンバーの再提出が必要となった場合は、スカラネット入力時に設定したメールアドレス宛てにお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。